第二百三十四条中第二十三号を第二十九号とし、第十一号から第二十二号までを六号ずつ繰り下げ、第十号の次に次の六号を加える。

十一　法第百七十一条の二第二項第一号の規定による同条第一項の書面の縦覧等

十二　法第百七十三条の二第三項第一号の規定による同条第二項の書面の縦覧等

十三　法第百七十九条の五第二項第一号の規定による同条第一項の書面の縦覧等

十四　法第百七十九条の十第三項第一号の規定による同条第二項の書面の縦覧等

十五　法第百八十二条の二第二項第一号の規定による同条第一項の書面の縦覧等

十六　法第百八十二条の六第三項第一号の規定による同条第二項の書面の縦覧等

第二百三十六条中第二十号を第二十六号とし、第四号から第十九号までを六号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の六号を加える。

四　法第百七十一条の二第二項第一号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付等

五　法第百七十三条の二第三項第一号の規定による同条第二項の書面の謄本又は抄本の交付等

六　法第百七十九条の五第二項第一号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付等

七　法第百七十九条の十第三項第一号の規定による同条第二項の書面の謄本又は抄本の交付等

八　法第百八十二条の二第二項第一号の規定による同条第一項の書面の謄本又は抄本の交付等

九　法第百八十二条の六第三項第一号の規定による同条第二項の書面の謄本又は抄本の交付等

附則第二条第五項中「第二条第十五号及び第十六号」を「第二条第十五号イ及びロ並びに第十六号イ及びロ」に、「第四百七十八条第五項の規定により読み替えて適用する法第三百三十五条第三項」を「第四百七十八条第七項第一号及び第二号」に改める。

（会社計算規則の一部改正）

第二条　会社計算規則（平成十八年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社」、「指名委員会等設置会社」に、「、委員会設置会社」を「、監査等委員会設置会社、指名委員会等設置会社」に改め、同条第二項第七号中「第百五十一条」を「第百五十一条第一項」に改め、同項第二十五号中「第七百四十六条第一号」を「第七百四十六条第一項第一号」に改め、同項第二十六号中「第七百四十六条第七号ニ」を「第七百四十六条第一項第七号ニ」に改め、同項第二十九号中「第七百六十三条」を「第七百六十三条第一項」に改め、同項第三十号中「第七百六十三条第五号」を「第七百六十三条第一項第五号」に改め、同条第三項第五十号中「第七百六十三条第十二号」を「第七百六十三条第一項第十二号」に改める。

第二十一条中「支払われた」の下に「金銭又は給付された金銭以外の財産の」を加え、同条第一号及び第三号中「の全部又は一部」を削り、同号を同条第六号とし、同条第二号中「の全部又は一部」を削り、同号を同条第四号とし、同号の次に次の一号を加える。

五　法第二百十三条の二第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める行為をする義務

第二十一条第一号の次に次の二号を加える。

二　法第五十二条の二第一項各号に掲げる場合において同項の規定により当該各号に定める行為をする義務

三　法第百二条の二第一項の規定により同項に規定する支払をする義務

第二十一条に次の一号を加える。

七　新株予約権を行使した新株予約権者であって法第二百八十六条の二第一項各号に掲げる者に該当するものが同項の規定により当該各号に定める行為をする義務

第七十六条第一項第二号ニ中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第九十三条第一項ただし書及び第三号から第五号までを削る。

第九十四条第一項中「から第三号まで」を「及び第二号」に、「第四号及び第五号」を「第三号及び第四号」に改め、第二号を削り、第三号を第二号とし、同項第四号中「前条第一項第一号、第二号及び第四号」を「前条第一項各号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とし、同条第三項中「前二項」を「第一項及び第二項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3　連結損益計算書には、次に掲げる項目の金額は、その内容を示す名称を付した項目をもって、当期純利益金額又は当期純損失金額の次に表示しなければならない。

一　当期純利益として表示した額があるときは、当該額のうち非支配株主に帰属するもの

二　当期純損失として表示した額があるときは、当該額のうち非支配株主に帰属するもの

4　連結損益計算書には、当期純利益金額又は当期純損失金額に当期純利益又は当期純損失のうち非支配株主に帰属する額を加減して得た額は、親会社株主に帰属する当期純利益金額又は当期純損失金額として表示しなければならない。

第九十六条第二項第二号ニ中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改め、同条第七項第一号中「又は誤謬の訂正」を「、誤謬の訂正又は当該事業年度の前事業年度における企業結合に係る暫定的な会計処理の確定」に改め、同条第八項中「少数株主持分」を「非支配株主持分」に改める。

第百二条第一項第三号中「会計処理基準」を「会計方針」に改める。

第百十三条第二号中「当期純損失金額」の下に「（連結計算書類にあっては、一株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額又は当期純損失金額）」を加える。

第百二十五条中「取締役（委員会設置会社」を「取締役（指名委員会等設置会社」に、「監査役（委員会設置会社にあっては、」を「監査役（委員会設置会社にあっては監査等委員会の指定した監査等委員、指名委員会等設置会社にあっては監査等委員会の指定した監査等委員」に改める。

第百二十八条の次に次の一条を加える。

（監査等委員会の監査報告の内容）

第百二十八条の二　監査等委員会は、計算関係書類及び会計監査報告（第百三十条第三項に規定する場合にあっては、計算関係書類）を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする監査報告を作成しなければならない。この場合において、監査等委員は、当該事項に係る監査報告の内容が当該監査等委員の意見と異なる場合には、その意見を監査報告に付記することができる。

一　監査等委員会の監査の方法及びその内容

二　第百二十七条第二号から第五号までに掲げる事項

三　監査報告を作成した日

2　前項に規定する監査報告の内容（同項後段の規定による付記を除く。）は、監査等委員会の決議をもって定めなければならない。

第百三十条第五項第三号中「委員会設置会社」を「指名委員会等設置会社」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　監査等委員会設置会社　次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める者

イ　監査等委員会が第一項の規定による会計監査報告の内容の通知を受ける監査等委員を定めた場合　当該通知を受ける監査等委員として定められた監査等委員

ロ　イに掲げる場合以外の場合　監査等委員のうちいずれかの者

第百三十一条並びに第百三十二条第二項及び第三項中「委員会設置会社にあっては、」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社にあっては」に改める。

第百三十三条第一項第三号ホ中「委員会設置会社」を「監査等委員会設置会社にあっては監査等委員会、指名委員会等設置会社」に改め、同条第四項中「事項（」の下に「株主資本等変動計算書又は」を、「行われるものに限る」の下に「。第八項において同じ」を加え、同条第六項中「会計監査人」の下に「、監査等委員会」を加え、同条に次の一項を加える。

8　第四項の規定は、提供計算書類に表示すべき事項のうち株主資本等変動計算書又は個別注記表に係るもの以外のものに係る情報についても、電磁的方法により株主が提供を受けることができる状態に置く措置をとることを妨げるものではない。